



危険ブロック塀がもたらす影響

平成30年に発生した「大阪府北部を震源とする地震」では、倒壊したブロック塀に巻き込まれ、尊い命が失われました。また、令和4年1月に発生した「日向灘地震（大分県）」や、6年1月に発生した「能登半島地震（石川県）」でもブロック塀の倒壊がありました。これらの多くは、現在の法令に定める基準に適合しない、いわゆる「危険ブロック塀」であることがわかっています。

危険ブロック塀は人命を脅かす凶器となる恐れがあるばかりか、事故が発生した場合に、その所有者に対して多額の損害賠償責任が問われる可能性もあります。また、倒壊したブロックが道路を塞いで、被災者の避難や救助活動の妨げとなることもあります。

（一社）全国建築コンクリートブロック工業会のホームページでは、阪神淡路大震災と同じ振動を、現行基準に適合した安全な塀と、

適合していない危険な塀に与えたときの様子を動画でわかりやすく紹介しています。右のコードから見るができます。



▲塀の比較動画

被害を少なくするために 普段歩く道も点検を

（一社）日本建築防災協会のホームページでは、既存のブロック塀などのチェックポイントを示した啓発チラシが公開されています。



▲塀チェックポイント



出展：(一財)消防防災科学センター

自宅にブロック塀がある人は、左下のコードから確認し、点検しましょう。自宅にブロック塀のない人も、普段から通行する道や通学路の安全点検をして、道沿いに高いブロック塀がある場合は、なるべくブロック塀から離れる、他の道を通行するなどの対策を日頃から心掛けましょう。

分からないときは専門家へ

- 点検や施工について
 - ・（公社）日本エクステリア建設業協会 千葉県支部 ☎0475-52-2334
- 点検のみの場合
 - ・（公社）千葉県建築士事務所協会 ☎043-224-1640
 - ・（一社）千葉県建築士会八千代支部 ☎409-0831
- 施工のみの場合
 - ・八千代市建設業協会（事務局：八千代市商工会議所内） ☎483-1771

老朽化した空家を除却した土地の固定資産税などを減免します

住宅を除却し更地にすると、住宅用地特例がなくなり、その土地に係る固定資産税などが高くなるのが、空家が放置される要因の一つといわれています。

放置された空家は建物の老朽化などが進み、地域に危険を及ぼす恐れがあります。

市では、地域の生活環境の改善を図ることを目的に、老朽化した空家等（昭和56年5月31日以前に着工された住宅）を除却した土地について、住宅用地特例が適用された場合と同様に固定資産税などを減免し、老朽化した空家の除却の促進を図ります。減免期間は2年間です。

詳細については市ホームページまたは建築指導課 ☎421-6773へお問い合わせください。

危険な空家の事例



▲防犯性の低下により不審者の侵入などが起きやすくなります



◀ごみが不法投棄され、火災などが起きる可能性があります

建物の外壁が朽ちて、倒壊のおそれがあります



国民年金の手続きを忘れずに

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべてが加入する制度です。
届け出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、忘れずに市へ届け出をしてください。
●会社を退職したとき 60歳になる前に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者でなくなったとき。扶養配偶者がいる場合は、併せて手続きが必要です。
●被扶養配偶者でなくなったとき 本人の収入増加や離婚により、会社員や公務員などの扶養から外れたとき（配偶者が65歳に達して第3号被保険者でなくなったときを含む）

（国保年金課 ☎421-6744）

八千代台フォトコンテスト5周年記念シンポジウム 「プロカメラマンによる写真教室も同時開催」

5年目となった八千代台フォトコンテストを記念し、今までの経緯や集まった写真、入賞作品を分析し、フォトコンテストとまちづくりの関係性を日本大学理工学部まちづくり工学科の岡田教授が講演します。

また、大阪芸術大学客員教授のプロカメラマンによる写真教室もあります。無料で誰でも参加可能です。写真、まちづくりに興味のある多くの人のご来場をお待ちしています。

▼日時 6月1日(日)午後1時30分～4時30分 ▼会場 八千代台文化センター（八千代台西1-8） ▼参加方法 事前予約不要。当日入口にて受け付け ▼主催 八千代台まちづくり合同会社 ▼問い合わせ 八千代台まちづくり合同会社 ☎770-0168 ▼共催 八千代市 ▼後援 八千代商工会議所、ふくろうFM

（まちづくり推進室）

まちづくりふれあい講座の パンフレットを配布しています

まちづくりふれあい講座は、市民の皆さんが催す学習会などに市の職員が講師として出向き、市の事業や施策についての説明、職務に関連した専門知識や技能を生かした講義や実習などを行うものです。15分野、67講座用意しています。

市内在住が在勤・在学10人程度、あるいは会場の制限人数以内の団体・グループが利用できます。詳しくは市役所案内・支所や公民館などで配布しているパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。

（生涯学習振興課 ☎481-0309）